



平成 21 年 5 月 21 日

各 位

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号  
株式会社 パソナグループ  
代表取締役グループ代表兼社長 南部 靖之  
コード 2168 東証第一部  
問合せ先 取締役専務執行役員 川崎 悦道  
(TEL. 03-6734-0200)

## 当社子会社である株式会社パソナテック株式及び新株予約権に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、株式会社パソナテック（コード番号:2396 JASDAQ 以下、「パソナテック」といいます。）が発行する普通株式及び新株予約権の全部の取得を目指した公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、パソナテック株式 16,710 株（平成 21 年 5 月 12 日現在のパソナテックが所有する自己株式を除く発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下、「所有株式数割合」といいます。）61.10%（小数点以下、第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同様に計算しております。））を保有し、パソナテックを連結子会社としておりますが、この度、当社は、当社が所有するパソナテックの株式を除いたパソナテックの発行済株式（但し、パソナテックが所有する自己株式を除きます。）、平成 16 年 6 月 25 日開催のパソナテック定時株主総会決議及び平成 16 年 11 月 12 日開催のパソナテック取締役会決議に基づき発行された第 1 回新株予約権（以下、「第 1 回新株予約権」といいます。）並びに平成 17 年 6 月 28 日開催のパソナテック定時株主総会決議及び平成 17 年 11 月 11 日開催のパソナテック取締役会決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（以下、「第 2 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権を併せて「本新株予約権」と総称します。）の全てを取得し、パソナテックを完全子会社化することを目的として、パソナテックの発行済株式総数の 66.67%の取得を下限とする公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、パソナテックは、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行っており、当社は、パソナテックの取締役会の賛同のもと、友好的にパソナテック株式を取得するために本公開買付けを行うものです。

##### (2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、株式会社パソナ（以下、「パソナ」といいます。）が平成 19 年 12 月 3 日付で株式移転を行い純粋持株会社体制に移行したことによりパソナの完全親会社として設立され、また、平成 20 年 3 月 1 日に当社を承継会社とする吸収分割により、パソナより関係会社管理機能及び一部の事業を承継いたしました。純粋持株会社体制に移行した当社グループは、①人材派遣・請負、人材紹介事業、②再就職支援事業、③アウトソーシング事業、④その他の事業（保育事業、語学教育事業等）に取り組んでおります。

一方、パソナテックは、IT エンジニア領域に特化した人材関連事業を行っており、首都圏を中心に全国

で事業を展開しております。また、アジア人エンジニアの活用インフラの拡充を図るため、中国及びベトナムに現地子会社を所有しております。

当社グループは、「株式会社日本人事部」として、日本の雇用システムの変換を図り、その中核を担う企業となるために、「日本人事部に向けた体制構築と機能強化」を中期的な経営目標としており、その実現のため、①グループの連携強化、②業務効率の更なる向上、③サービス機能の拡充の3点を重点経営戦略として事業に取り組んで参りました。平成19年12月には、目標達成に向けた経営戦略の一環として、より強く健全なグループ成長とグループ経営を実践するべく、純粋持株会社体制へと移行し、グループ全体を俯瞰した経営戦略を策定し、成長分野への最適な資源配分を実施するとともに、グループ全体のコンプライアンスやガバナンスなど、グループ統括機能全般の強化についても取り組んで参りました。また、サービス機能の拡充を図るという観点から、人材派遣事業だけでなく、人材紹介事業、再就職支援事業、アウトソーシング事業の強化など、人材サービスの総合化戦略もさらに推進して参りました。

一方、パソナテックは、主力事業である「ITエンジニア領域における人材関連事業」を中心に着実な成長を遂げてきました。同事業領域の需要は底堅く、国内のみならず、アジア人エンジニアの活用など海外においても更なる成長が見込まれています。また、足元の厳しい経済環境を受けて、企業のコスト見直し機運が高まっていることから、IT業務においてもアウトソーシング化の流れが加速しております。このような事業環境の下、パソナテックでは、従来の一般的な人材派遣事業にとどまらず、長期雇用型の派遣事業やユニット型の派遣事業、また、データセンターの運用等のアウトソーシングサービスまで幅広く事業を展開する体制構築に努めており、ITエンジニアの育成や採用など、将来成長に向けた先行投資も実施しています。

パソナテックが中長期的な成長の柱として位置づけるIT分野のアウトソーシングサービスは、当社グループ全体にとっても重要な成長事業領域のひとつであります。

また、パソナテックが手がける「IT分野」のエンジニアとでは求められる技術が異なっていた「製造分野」のエンジニアのスキルが重複化しつつあり、同時にアジア地域を中心とした海外にも事業領域が拡大するなどボーダレス化も進行し、パソナテックの活動可能領域が急速に広がってきています。

当社は、こうした状況にある今こそが、当社グループで、パソナテックを基軸とした、「総合エンジニア人材事業」を本格展開する最大の好機であると考えております。

具体的には、ITサービスの幅広い領域におけるM&Aやグループ内の事業再編、また、グループ各社の拠点ネットワークとパソナテックのサービスノウハウを活用したITエンジニアサービスの全国展開や、ロー・ミドルクラスからハイエンドまでのエンジニアサービスのワンストップ展開、また、グループ各社が一体となったITアウトソーシングサービスの提案などが想定されます。

しかしながら、パソナテックは上場会社であるため、グループ全体の利益よりパソナテック単独の利益を優先せざるを得ない場合もありえ、当社グループ会社間の事業領域の調整が都度必要となっており、特にスピードと新たなサービスが求められる成長事業領域においては、迅速かつ柔軟な事業展開を行う上で、上場が制約となる可能性がでてきました。

加えて、成長事業領域への集中的な資源配分が成長の鍵でありながら、パソナテックが独立した上場企業であることから、少数株主の利益にも配慮しつつ、親子一体となった大胆な経営資源の配分を実施するには一定のプロセスが必要であり迅速性に欠ける懸念も生じて参りました。

さらに、一昨年から昨年にかけて、日雇い派遣や製造業務の派遣等において、コンプライアンス上の問題が大きく取り上げられました。こうした背景もあり、人材派遣をはじめとする人材関連事業全般に対するコンプライアンスの要請レベルが高度化、複雑化してきています。当社グループでは、持続的な企業成長の観点からも、また、業務の適正な運営という内部統制上の観点からも、加えて、顧客に対する付加価値サービスとしての観点からも、持株会社である当社にグループ全体のコンプライアンス統括機能を設け、当社グループ全体のコンプライアンス体制強化を図ってきました。

しかし、パソナテックは上場会社であることから、独自にコンプライアンス機能等を整備する必要性が高く、コンプライアンス機能等のグループ統括機能を共同活用するには制約が生じており、昨今の急速な事業環境の変化を踏まえ、これまで以上に経営資源の効果的かつ効率的な活用がグループ経営に必要不可欠となってきたにもかかわらず、必ずしも十分な効率運用がなされていないという状況もありました。

当社は、当社グループを取り巻くかかる状況を踏まえ、今後のパソナテック及び当社、ひいては当社グループ全体のより一層の企業価値向上のためには、両社の一体性をこれまで以上に高め、必要な意思決定を迅速かつ効率的に行うことができる事業体制を再構築し、柔軟でスピーディーな事業展開を行うことが必要不可欠であるとの考えに至りました。当社は、パソナテックが当社の完全子会社となることによる具体的な効果として、

- ①成長分野であるパソナテックの事業領域に対し、必要な意思決定を迅速かつ効率的に行い、柔軟でスピーディーな事業展開を行うことで、事業領域及び事業機会の更なる拡大による売上拡大が見込まれること
- ②当社グループとの一体性の強化や、成長事業領域への集中的な資源配分が可能となることによる総合人材サービスの展開等、顧客ニーズに対応した幅広いサービスの提供により、競合他社に対するパソナテックの更なる優位性の構築とサービスの質的向上が図れること
- ③コンプライアンス機能等、グループ統括機能の共同活用により、営業活動への資源配分と管理体制の強化が同時に図れ、管理コストの削減にもつながること

等が見込まれると考えていることから、パソナテックにとりましても、当社によるパソナテックの完全子会社化が企業価値向上のための最善の方策であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、このタイミングでパソナテックが当社の完全子会社となることは、当社及びパソナテック、ひいては当社グループにとって企業価値向上を実現する最良の選択であるという結論に至り、当社は、パソナテックを完全子会社化する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。当社は、本公開買付けによりパソナテックの発行済株式（但し、パソナテックが所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できない場合には、下記「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により、パソナテックの株主に対して株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、パソナテックを完全子会社化することを計画しております。

また、当社は、パソナテックの完全子会社化後も、パソナテックの自主性・ブランドを尊重しつつ、パソナテックの、ひいては当社グループ全体の企業価値向上を図る意向です。

なお、パソナテックによれば、パソナテックは、平成 21 年 5 月 21 日開催のパソナテック取締役会において、本公開買付け及びその後の当社によるパソナテックの完全子会社化が、パソナテックの企業価値向上に寄与するものであると判断し、また、本公開買付けの諸条件は妥当であり、パソナテックの株主の皆様に対して合理的な価格によりパソナテックの株式の売却機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けに賛同すると共に、パソナテックの株主の皆様に対しても本公開買付けへの応募を勧める旨決議したとのことです。

### (3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置

当社は、本公開買付けにおけるパソナテックの普通株式の買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及びパソナテックから独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社（以下、「大和証券エスエムビーシー」といいます。）より、平成 21 年 5 月 20 日付で株式価値算定書を取得しています（なお、公開買付者は、大和証券エスエムビーシーからは公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。）。本公開買付価格である 1 株当たり 88,000 円は、かかる大和証券エスエムビーシーによる株式価値算定書を参考にしつつ、パソナテックに対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの水準を踏まえ、更に、

パソナテックによる本公開買付けへの賛同の可否、パソナテック株式の市場価格の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、パソナテックとの協議・交渉の結果等も踏まえて決定したものです。

本公開買付価格 88,000 円は、パソナテックの普通株式のジャスダック証券取引所における過去 1 ヶ月間（平成 21 年 4 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日まで）の終値単純平均（51,371 円。小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）に約 71.30%のプレミアムを、過去 3 ヶ月間（平成 21 年 2 月 23 日から平成 21 年 5 月 20 日まで）の終値単純平均（51,113 円）に約 72.17%のプレミアムを、また、平成 21 年 5 月 20 日の終値（53,000 円）に約 66.04%のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれますが、平成 21 年 5 月 20 日現在における新株予約権の 1 個当たりの行使価格は 345,285 円と 231,578 円であり、本公開買付価格 88,000 円を上回っております。また、本新株予約権は、いずれもパソナテックの取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、原則として、権利行使時においてパソナテックの取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることが必要とされており、当社は、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は、いずれも 1 個につき 1 円と決定しております。

一方、パソナテックによれば、パソナテックの取締役会は、当社がパソナテックの親会社であることから、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及びパソナテックから独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 5 月 20 日付で同社より株式価値評価報告書を取得し、また、当社及びパソナテックから独立したリーガルアドバイザーである岩田合同法律事務所から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、本公開買付けの諸条件について慎重に検討し、当社との間で協議・交渉を行い、その結果、平成 21 年 5 月 21 日開催のパソナテック取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であり、パソナテックの株主の皆様に対して合理的な価格によりパソナテックの株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同すると共に、パソナテックの株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行ったとのことです。なお、パソナテックによれば、パソナテックは、本新株予約権については、ブルータス・コンサルティングに価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書を依頼しておらず、パソナテックの取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権を有する新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

パソナテックによれば、パソナテックの取締役会の決議は、決議に参加した取締役 3 名全員が賛同し、パソナテックの監査役も、パソナテックの取締役会が上記決議を行うことに賛成の意見を述べているとのことです。パソナテック取締役のうち、南部靖之氏は、当社の取締役を兼務しており、利益相反回避の観点から、パソナテックにおける本公開買付けに関する審議及び決議に参加しておらず、また、パソナテックの立場において当社との協議及び交渉に参加しておりません。

#### （4）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数の下限を超える場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。これに対して、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、この場合には、本公開買付けは不成立となり、当社は、応募株券等の買付けを行いません。

本公開買付けが成立した場合、当社は、パソナテックの発行済全株式の 66.67%以上の株式を保有することとなりますが、本公開買付けにおいてパソナテックの発行済株式及び新株予約権の全て（但し、パソナテックが所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、パソナテックを完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①パソナテックにおいて普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、パソナテックを会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②パソナテックの発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③パソナテックの当該株式全部の取得と引き換えに別個の種類のパソナテック株式を交付すること、以

上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会、並びに②の定款一部変更を付議議案に含むパソナテックの普通株主による種類株主総会の開催をパソナテックに要請する予定です。なお、当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、パソナテックの発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全てパソナテックに取得されることとなり、パソナテックの株主には当該取得の対価としてパソナテックの別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該パソナテック株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該パソナテック株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該パソナテック株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格を基準として算出する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付するパソナテック株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。パソナテックが、当社の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかったパソナテックの株主に対し交付しなければならないパソナテック株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められ、また、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価額の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会におけるパソナテックの株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合又は当社以外のパソナテック株主のパソナテックの株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外のパソナテックの株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化することを予定しておりますが、その場合の具体的な手続きについては、パソナテックと協議のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

なお、本公開買付け及びその後の完全子会社化に伴う各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得できなかった場合、当社はパソナテックに対して本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、パソナテックはかかる要請に応じて本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

#### (5) パソナテック株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、パソナテック株式はジャスダック証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付け終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に従い、パソナテックの完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合にはパソナテックの株式は上場廃止となります。上場廃止後は、パソナテック株式をジャスダック証券取引所において取引することは出来ません。

#### (6) パソナテック株式が上場廃止を目的とする理由について

本公開買付けは、上場廃止それ自体を目的とするものではありませんが、当社は、今後のパソナテック、当社及び当社グループ全体のより一層の企業価値向上のためには、両社の一体性をこれまで以上に高

め、必要な意思決定を迅速かつ効率的に行うことができる事業体制を再構築し、柔軟でスピーディーな事業展開を行うことが必要不可欠であるとの考えに至り、パソナテックを当社の完全子会社とすることが、ひいては両社の株主の利益にも資するものと考え、パソナテックを完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施するものです。

(7) 公開買付者とパソナテックの株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) パソナテックの概要

① 商号	株式会社パソナテック	
② 事業内容	情報技術・インターネットに関連する IT エンジニアに特化した人材派遣・請負事業及び人材紹介事業	
③ 設立年月日	平成2年3月26日	
④ 本店所在地	東京都渋谷区	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森本 宏一	
⑥ 資本金	551,500千円(平成21年3月31日)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成21年3月31日)	株式会社パソナグループ	60.87%
	小菅 清彦	1.87%
	高重 幸平	1.53%
	杉林 信吾	1.53%
	森本 宏一	1.49%
	パソナテック社員持株会	1.39%
	吉田 文夫	1.10%
	MELLON BANK, N. A.	0.73%
	野田 勝利	0.62%
	岩井 陽介	0.60%
⑧ 買付者とパソナテックの 関係等	資本関係	当社は、パソナテックが所有する自己株式を除く発行済株式総数の 61.10% (16,710 株) を所有しております。
	人的関係	当社代表取締役の南部靖之はパソナテックの取締役を兼任しております。
	取引関係	当社はパソナテックにエンジニアの派遣・紹介及び社内事務委託をしております。
	関連当事者への該当状況	パソナテックは当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

### (2) 買付け等の期間

#### ①届出当初の買付け等の期間

平成21年5月22日(金曜日)から平成21年6月22日(月曜日)まで(22営業日)

#### ②パソナテックの請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、パソナテックから買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成21年7月2日(木曜日)までとなります。

### (3) 買付け等の価格

①普通株式	1株につき	金88,000円
②第1回新株予約権	1個につき	金1円
第2回新株予約権	1個につき	金1円

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

##### i. 普通株式

本公開買付けにおける買付価格である1株当たり88,000円は、第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーが提出した株式価値算定書を参考にしております。

大和証券エスエムビーシーはパソナテック株式の市場株価の動向、パソナテックの財務状況等を勘案し、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いてパソナテックの株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定されたパソナテック株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- ・市場株価法 51,493円～52,533円

市場株価法では、パソナテック株式のジャスダック証券取引所における、直近の重要事実公表日の翌営業日である平成21年5月13日から平成21年5月20日までの6営業日におけるパソナテックの出来高加重平均株価（52,533円）、平成21年4月21日から平成21年5月20日までの1ヵ月間における出来高加重平均株価（52,059円）、平成21年2月23日から平成21年5月20日までの3ヵ月間におけるパソナテックの出来高加重平均株価（51,493円）及び平成20年11月21日から平成21年5月20日までの6ヵ月間における出来高加重平均株価（52,340円）をもとに、パソナテック株式1株当たりの価値が算定されております。なお、上記直近の重要事実とは、平成21年5月12日にパソナテックより公表された「平成21年3月期決算短信（非連結）」を指しております。

- ・DCF法 63,156円～90,256円

DCF法では、パソナテックの事業計画に基づく将来キャッシュフローを、事業リスク及び財務リスクに応じた適当な割引率（期待収益率）にて現在価値へ割り戻すことにより株式価値を分析し、パソナテック株式1株当たりの価値が算定されております。

当社は、本公開買付けにおける買付価格について、株式価値算定書の算定結果を参考に、算定結果の下限である51,493円から上限である90,256円のレンジの中で検討いたしました。さらに、パソナテックに対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの水準を踏まえ、更に、パソナテックによる本公開買付けへの賛同の可否、パソナテック株式の市場価格の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、パソナテックとの協議・交渉の結果も踏まえて、平成21年5月21日の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり88,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、パソナテック株式のジャスダック証券取引所における平成21年5月20日までの過去3ヵ月間の終値単純平均（51,113円）に対して約72.17%のプレミアムを、平成21年5月20日までの過去1ヵ月間の終値単純平均（51,371円）に対して約71.30%のプレミアムを、平成21年5月20日の終値（53,000円）に対して約66.04%のプレミアムを加えた額に相当します。

##### ii. 新株予約権

平成21年5月20日現在において、第1回新株予約権、第2回新株予約権について、1個当たりの行使価格はそれぞれ、345,285円、231,578円であり、いずれも本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格88,000円を上回っております。

また、本公開買付けの対象となる新株予約権は、いずれもパソナテックの取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、原則として、権利行使時においてパソナテックの取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることが必要とされております。そのため、当社は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付ける実益がないと考えられること、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しております。

## ②算定の経緯

当社は、当社グループを取り巻く状況を踏まえ、今後のパソナテック及び当社、ひいては当社グループ全体のより一層の企業価値向上のためには、両社の一体性をこれまで以上に高め、必要な意思決定を迅速かつ効率的に行うことができる事業体制を再構築し、柔軟でスピーディーな事業展開を行うことが必要不可欠であるとの考えに至りました。当社は、パソナテックが当社の完全子会社となることによる具体的な効果として、

i. 成長分野であるパソナテックの事業領域に対し、必要な意思決定を迅速かつ効率的に行い、柔軟でスピーディーな事業展開を行うことで、事業領域及び事業機会の更なる拡大による売上拡大が見込まれること

ii. 当社グループとの一体性の強化や、成長事業領域への集中的な資源配分が可能となることによる総合人材サービスの展開等、顧客ニーズに対応した幅広いサービスの提供により、競合他社に対するパソナテックの更なる優位性の構築とサービスの質的向上が図れること

iii. コンプライアンス機能等、グループ統括機能の共同活用により、営業活動への資源配分と管理体制の強化が同時に図れ、管理コストの削減にもつながること

等が見込まれると考えていることから、パソナテックにとりましても、完全子会社化が企業価値向上のための最善の方策であると考えております。

以上の検討を経て、当社は、平成 21 年 3 月中旬、大和証券エスエムビーシーをファイナンシャル・アドバイザーに起用して、本公開買付けに関する具体的な検討・交渉・協議を開始し、以下の経緯により本公開買付けの買付価格を決定いたしました。

### 1) 普通株式について

#### i. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得について

当社は、本公開買付けの買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく大和証券エスエムビーシーに対して、平成 21 年 4 月頃、パソナテックの株式価値の算定を依頼し、パソナテックの株式価値に関する株式価値算定書を平成 21 年 5 月 20 日付で大和証券エスエムビーシーより取得いたしました。なお、大和証券エスエムビーシーは、当社と独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

なお、当社は、第三者算定機関からは公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。

#### ii. 株式価値算定書の概要について

当社が公開買付価格決定の参考とした株式価値算定書においては、市場株価法及びDCF法が、算定手法として採用されております。それぞれの手法において算定されたパソナテック株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| ・市場株価法 | 51,493 円～52,533 円 |
| ・DCF法  | 63,156 円～90,256 円 |

#### iii. 本公開買付価格の決定経緯について

当社は、上記の各評価方法により得られた算定結果を参考とし、さらに、パソナテックに対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開



買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの水準を踏まえ、更に、パソナテックによる本公開買付けへの賛同の可否、パソナテック株式の市場価格の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、パソナテックとの協議・交渉の結果も踏まえて、平成 21 年 5 月 21 日に最終的に本公開買付け価格を 1 株当たり 88,000 円と決定しました。

## 2) 本新株予約権

平成 21 年 5 月 20 日現在において、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権について、1 個当たりの行使価格はそれぞれ、345,285 円、231,578 円であり、いずれも本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付け価格 88,000 円を上回っております。

また、本公開買付けの対象となる新株予約権は、いずれもパソナテックの取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、原則として、権利行使時においてパソナテックの取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることが必要とされております。そのため、当社は、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付ける実益がないと考えられること、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権の買付け価格は、いずれも 1 個につき 1 円と決定しております。

## 3) 本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するに当たり、当社及びパソナテックから独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーより、平成 21 年 5 月 20 日付で株式価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、大和証券エスエムビーシーからは公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。）。本公開買付けの買付け価格である 1 株当たり 88,000 円は、かかる大和証券エスエムビーシーによる株式価値算定書を参考にしつつ、パソナテックに対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの水準を踏まえ、更に、パソナテックによる本公開買付けへの賛同の可否、パソナテック株式の市場価格の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、パソナテックとの協議・交渉の結果等も踏まえて決定したものです。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれますが、平成 21 年 5 月 20 日現在における新株予約権の 1 個当たりの行使価格は 345,285 円と 231,578 円であり、本公開買付け価格 88,000 円を上回っております。また、本新株予約権は、いずれもパソナテックの取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、原則として、権利行使時においてパソナテックの取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることが必要とされており、当社は、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付け価格は、いずれも 1 個につき 1 円と決定しております。

一方、パソナテックによれば、パソナテックの取締役会は、当社がパソナテックの親会社であり、構造的な利益相反のおそれがあることから、本公開買付け価格の公正性を担保するため、当社及びパソナテックから独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 5 月 20 日付で同社より株式価値評価報告書を取得し、また、当社及びパソナテックから独立したリーガルアドバイザーである岩田合同法律事務所から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、本公開買付けの諸条件について慎重に検討し、当社との間で協議・交渉を行い、その結果、平成 21 年 5 月 21 日開催のパソナテック取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であり、パソナテックの株主の皆様に対して合理的な価格によりパソナテックの株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同すると共に、パソナテックの株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨の決議を行ったとのこと。なお、パソナテックによれば、パソナテックは、本新株予約権については、ブルータス・コンサルティングに価値の算定又は買付け価格の妥当性に関する意見書を依頼しておらず、パソナテックの取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権を有する新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのこと。

パソナテックによれば、パソナテックの取締役会の決議は、決議に参加した取締役3名全員が賛成して行われ、パソナテックの監査役も、パソナテックの取締役会が上記決議を行うことに賛成の意見を述べたとのことです。パソナテック取締役のうち、南部靖之氏は、当社の取締役を兼務しており、利益相反回避の観点から、パソナテックにおける本公開買付けに関する審議及び決議に参加しておらず、また、パソナテックの立場において当社との協議及び交渉に参加していません。

### ③算定機関との関係

大和証券エスエムビーシーは、当社の関連当事者には該当しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した 買付予定の下限	③株式に換算した 買付予定の上限
株 券	10,640 株	1,590 株	—株
新株予約権証券	1,078 株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株
株券等預託証券( )	—株	—株	—株
合 計	11,718 株	1,590 株	—株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,590株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 株券等のうち、新株予約権証券については、各本新株予約権の発行要項に基づき、本新株予約権の数1個につきその目的となる株式の数を1株として換算しております。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数(以下、「最大買付数」といいます。)は、株式に換算して11,718株となります。これは、パソナテックの平成21年2月12日提出の第20期第3四半期報告書に記載された平成21年2月12日現在の発行済株式総数(27,450株)に、平成21年1月1日以降公開買付け期間末日までに、本新株予約権(1,078個)の行使により発行又は移転(以下、「発行等」といいます。)した又は発行等される可能性のあるパソナテックの株式の最大数(1,078株)を加えた数から、公開買付者が保有する株式数(平成20年9月30日現在16,710株)及び本公開買付けを通じて取得する予定のないパソナテックが保有する自己株式数(平成21年1月31日現在100株)を除いた株式数です。

(注4) 公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等されるパソナテック株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 本公開買付けを通じて、パソナテックが所有する自己株式を取得する予定はありません。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	16,710 個	(買付け等前における株券等所有割合 60.88%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,419 個	(買付け等前における株券等所有割合 5.17%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	11,718 個	(買付け等後における株券等所有割合 100%)
パソナテックの総株主の議決権の数	27,449 個	

(注1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「パソナテックの総株主等の議決権の数」を分母にしております。

(注2)「パソナテックの総株主等の議決権の数」は、パソナテックの平成21年2月12日提出の第20期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のあるパソナテックの株式及び株式会社証券保管振替機構名義の株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、パソナテックの平成21年2月12日提出の第20期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(27,450株)から本公開買付けを通じて取得する予定のないパソナテックが保有する自己株式数(平成21年1月31日現在100株)を除いた議決権の数(27,349個)に、平成21年1月1日以降公開買付け期間末日までに本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のあるパソナテック株式に係る議決権の数(新株予約権1,078個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある株式1,078株に係る議決権1,078個)及び株式会社証券保管振替機構名義の株式(1株)に係る議決権の数(1個)を加えた数(28,428個)として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,031,184,000 円

上記の買付代金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、本公開買付けの買付予定数 11,718 (株) に 1 株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成21年6月29日(月曜日)

(注)法第27条の10第3項の規定により、パソナテックから公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成21年7月9日(金曜日)となります。

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店若しくは全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付

期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

#### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中にパソナテックが令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

#### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに以下に記載の方法により返還します。

上記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は本公開買付けの撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。また、応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して新株予約権証券等が提出された場合には、買付けられなかった新株予約権証券等を応募株主等へ交付します。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 5 月 22 日（金曜日）

#### (11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

#### (2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる業績への影響については精査しており、当社の連結業績予想の修正の必要及び公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに公表いたします。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者とパソナテック又はその役員との間の合意の有無及び内容

パソナテックは、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同すると共に、パソナテックの株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権を保有する新株予約権者の判断に委ねる旨を決議しております。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

パソナテックは、平成 21 年 5 月 12 日に、ジャスダック証券取引所において平成 21 年 3 月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期のパソナテックの損益状況等は以下のとおりです。なお、当

該内容につきましては、法第 193 条の 2 の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、パソナテックが公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

【損益の状況】

決算年月	平成 21 年 3 月期 (第 20 期)
売上高 (千円)	11,724,025
売上原価 (千円)	9,127,010
販売費及び一般管理費 (千円)	2,235,762
営業外収益 (千円)	3,534
営業外費用 (千円)	2,839
当期純利益 (千円)	202,799

【1株当たりの状況】

決算年月	平成 21 年 3 月期 (第 20 期)
1株当たり当期純利益 (円)	7,395.46
1株当たり配当額 (円)	3,000.00
1株当たり純資産額 (円)	75,936.26

以 上